

青森県大規模行為景観形成基準

区 分		基 準
共通事項		<p>1 地域の特性を考慮し、周辺景観との調和に配慮すること。</p> <p>2 大規模行為の行為地(以下「行為地」という。)の選定に当たっては、自然や歴史的・文化的遺産等の地域の優れた県資源を保全するとともに、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう 配慮すること。</p> <p>3 行為地について、市町村が市町村景観形成基本方針その他これに類する計画、基準等を定めている場合は、その内容にも適合するよう配慮すること。</p> <p>4 行為地について、景観形成に関する協定がある場合は、その内容にも適合するよう配慮すること。</p>
建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更	位置、規模、形態及び意匠	<p>1 地域のシンボルとなる山稜(さんりょう)近傍地にあつては、主要な視点場からの稜線(りょうせん)を切断したり、背景との調和を乱すことのないよう 位置、規模、形態及び意匠に配慮すること。</p> <p>2 優れた自然景観を有する地域では、これと調和するよう、規模、形態及び意匠に配慮すること。</p> <p>3 道路等の公共空間に接する部分については、歩行者等に対する 圧迫感を緩和するような位置、規模、形態及び意匠とするとともに、高層の建築物などにあつては、前面に公開空地を設けるなど、敷地内にゆとりある空間を創出するよう配慮すること。</p> <p>4 市街地にあつては、周辺の建築物等との連続性を考慮して、町並みと調和した高さ、位置、形態及び意匠とするよう配慮すること。</p> <p>5 建築物等が全体としてまとまりのある形態及び意匠となるよう配慮すること。</p>
	色 彩	<p>1 周辺景観と調和する色彩を用いるよう配慮すること。</p> <p>2 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。</p>
	素 材	<p>1 周辺景観と調和する素材を採用するよう配慮すること。</p> <p>2 可能な限り、耐久性に優れ維持管理が容易な素材や年数とともに景観の中に溶け込むような素材を採用するよう配慮すること。</p>
	敷 地	<p>1 敷地内は、可能な限り郷土種を用いて緑化するよう配慮すること。特に、住宅地等にあつては、敷地の周囲を生け垣等により緑化するよう配慮すること。</p> <p>2 敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、保存又は移 植するよう配慮すること。</p>
	その他	<p>1 一つの敷地に複数の建築物や工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、施設間の調和及び施設全体と周辺景観との調和に配慮すること。</p> <p>2 建築物等の撤去後の跡地は、周辺景観との調和が損なわれるこ とがないよう配慮すること。</p> <p>3 必要に応じ、スロープや段差のない入り口の設置等により、やさしさが感じられる景観の形成に配慮すること。</p> <p>4 行為地が積雪地である場合は、防雪施設、たい雪スペース等の 設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和に配慮すること。</p>
開発行為その他土地の形質の変更	方 法	現況の地形を可能な限り生かし、長大な法面や擁壁が生じないよう配慮すること。やむを得ない場合は、法面を郷土種等を用いて緑化し、又は擁壁を周辺景観と調和した形態及び素材とするよう配慮すること。
	その他	敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。
土石の採取又は鉱物の掘採	方 法	掘採又は採取は整然と行い、必要に応じて郷土種を用いた緑化や塀の設置等により周辺景観との調和に配慮すること。
	その他	跡地は、速やかに郷土種等を用いて周辺の植生と調和した緑化を行うよう配慮すること。
屋外における物の集積又は貯蔵	位置及び規模	道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮すること。
	方 法	高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物の集積又は貯蔵を行うよう配慮すること。
	その他	道路等の公共空間から可能な限り見えないよう、敷地の周囲を郷土種を用いた緑化や塀の設置等により遮へいし、周辺景観との調和に配慮すること。
水面の埋立て又は干拓	方 法	埋立て又は干拓により生じる護岸、擁壁等は、周辺景観と調和するよう形態、素材等に配慮すること。